

# 大和市文化芸術振興条例施行規則

平成22年3月30日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市文化芸術振興条例(平成21年大和市条例第26号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の所掌事務)

第2条 条例第8条に規定する大和市文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 文化芸術振興基本計画の策定、改定及び進行管理に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 文化芸術の振興に関する重要な施策等につき、市長に対し意見を述べること。
- (3) 文化芸術の振興のための表彰に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の文化芸術活動団体において活動する者
- (3) 市長が行う公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(顕彰の対象)

第9条 条例第9条の規定による顕彰は、次に掲げるとおりとする。

(1) 文化芸術賞 文化芸術の分野における活躍が顕著で、その功績を称えることが、市の文化芸術振興に寄与するものと認められるものに対して表彰する。

(2) 文化芸術振興賞 市の文化芸術振興に長きにわたって貢献し、その功績を称える必要があると認められるものに対して表彰する。

(3) 文化芸術未来賞 未来の活躍が期待され、その活動を称えることが、受賞者の活動を後押しし、ひいては市の文化芸術振興に貢献すると期待できるものに対して表彰する。

2 前項各号に掲げるもののほか、市の文化芸術振興に寄与するものと市長が認めるものについて表彰するものとする。

(被表彰者の選考)

第10条 被表彰者の選考は、市長の部局又は文化芸術活動団体の推薦に基づき、市長が審議会の意見を聴いた上で決定する。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、表彰状及び記念品を授与することにより行う。

2 表彰は、毎年、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第78号)第2条に規定する文化の日に行う。ただし、特別な事情のあるときは、この限りでない。

(庶務)

第12条 審議会及び表彰の庶務は、文化振興主管課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。